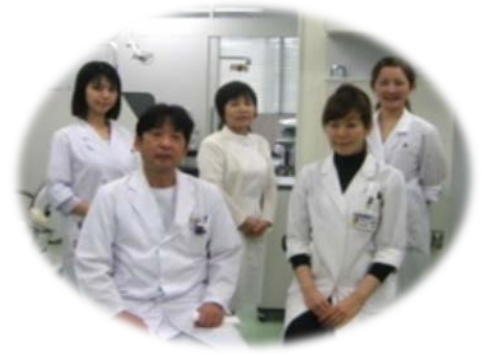


# 障害者歯科 —障害を持つ方々と共に—

歯科口腔外科診療部長 今井 正之<sup>いまい まさゆき</sup>



【歯科口腔外科の皆さん】

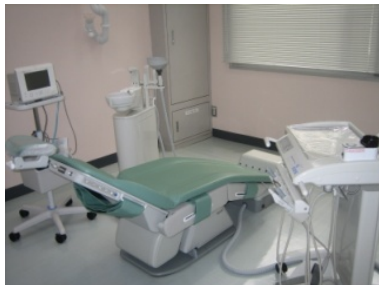
## <はじめに>

知的、身体的に障害を持つ方の中には、お口の衛生状態を維持する事が困難な場合が多いため、虫歯や歯肉の病気にかかりやすくなっています。

しかし、一般の歯科医院では専門性や、時間的、設備的に対応できない場合が多く、群馬県にはこれまで、そのような方々を対象とした、全身麻酔下歯科治療を行う、厳密な意味での三次歯科医療機関は小児医療センターしかありませんでしたし、原則 18 歳までの小児が対象であるという制限がありました。そこで平成 24 年 4 月から、地域医療再生基金の一部を活用した桐生市歯科医師会との共同事業として、主に成人を対象とした三次歯科治療を行う**障害者歯科**を新設することになりました。

## <障害者歯科>

診察は、歯科・歯科口腔外科外来の 1 階にある増設された個室で行います。全身麻酔下歯科治療は 2 階の手術室で行います。



【診察室】

## 対象患者となる条件

小児医療センターでは対応できない、原則 18 歳以降の入院で全身麻酔がかけられる障害のある方。

- ・重度心身障害者の方
- ・重篤な基礎疾患のため、通常の歯科治療中に呼吸不全や不整脈などの恐れがある患者さん
- ・治療に非協力、または歯科治療に対し、極度の恐怖心があり、多数歯の治療を要する患者さん

以上の患者さんで、入院可能で全身麻酔がかけられることが条件です。

診察日：隔週水曜日午後 完全紹介予約制

※ 院内小児科から紹介がある場合は個別に対応。

## <診療の流れと全身麻酔下歯科治療>

知的発達に障害のある方は、歯科治療になかなかなじめなかつたり、全く歯科治療の経験がなかつたりすることが多く見られます。お口の中の状態が安定していれば、まず診察室や診療器具に慣れてもらうことから始めることもありますが、特に成人を対象とする場合は小児と違い、それが困難な場合が多いようです。

そこで、虫歯がある程度進んでしまった方やすでに痛みがある方は、なるべく早期に全身麻酔で治療を済ませ、歯科の治療に慣れていくことをお勧めしています。全身麻酔中は心理的な負担は少なく、安全面からもお勧めしています。

## <全身麻酔下歯科治療>

全身麻酔は、当院麻酔科の麻酔専門医が行います。歯科治療中、麻酔医は全身状態の管理をします。また、歯科治療の担当は当院の歯科医師の他、桐生市歯科医師会から歯科医師が派遣され、共同治療を行います。

## <診療実績>

全身麻酔下歯科治療の患者さんは年々増加しています。

## <最後に>

新設された障害者歯科では、地域の歯科医師の先生方と連携し、これからも障害をもつ方々が健康でおいしく食事が摂れるようなお口の機能の回復、維持管理を行えるよう努めてまいります。

(参考資料)

「障害児者の口腔衛生管理」

群馬県立小児医療センター歯科・障害児歯科

木下 樹